

重要事項説明書

令和 年 月 日

様

あなたに対して認知症対応型通所介護 オレンジ デイサービス（以下「オレンジ」という）
が行う認知症対応型通所介護サービスを提供するにあたり、次のとおり説明します。

この内容は重要ですので、十分ご理解下さいますようお願いいたします。

説明者

印

1. 施設の概要

(1) 事業者の概要

① 事業者の概要

医療法人社団醫光会

② 主たる事務所の所在地

高崎市矢島町449-2

③ 代表者

駒井 太一

(2) 施設の概要

① 施設名称 認知症対応型通所介護 オレンジ デイサービス

② 開設年月日 平成23年6月1日

③ 所在地 群馬県高崎市矢島町 20 番地

④ 電話番号 027-352-3335

⑤ FAX番号 027-350-7558

⑥ 管理者名 大手 恵

⑦ 建物 鉄骨平屋建 172.8㎡

⑧ 主な設備 機能訓練室・食堂 54.6㎡

浴室 29.0㎡

相談室 7.6㎡

⑨ 介護保険事業所番号 (1090200419)

⑩利用定員 12名

2. 施設、事業の目的及び運営方針

① 目的

認知症対応型通所介護事業（以下「認知症対応型通所介護」という）は、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、認知症対応型通所介護計画等に基づいて、機能訓練、その他必要な日常生活上のお世話を行うことにより要介護者の心身機能の維持、及び要介護者の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。

② 運営方針

- 1) オレンジは、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設サービス等を提供します。
- 2) オレンジは、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めると共に、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- 3) オレンジは、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他「保険・医療・福祉サービス」を提供する者との密接な連携を図ります。
- 4) オレンジの従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

3. 職員体制

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

② 従業者	生活相談員	3名	常 勤	1名（管理者と兼務）
				2名（介護職と兼務）
	介護職員	5名	常 勤	1名（専従）
				2名（生活相談員と兼務）
				非常勤 2名（専従）
	機能訓練指導員	1名	常 勤（兼務）	（作業療法士）

従業者は、認知症対応型通所介護の提供に当たります。

4. オレンジの営業日及び営業時間帯

営業日 月曜日 ～ 土曜日（年始休み：1月1日 ～ 3日）
営業時間 7時00分 ～ 18時30分
サービス提供時間 9時00分 ～ 16時30分
延長サービスを行う時間 提供時間（7時間30分）前後1時間又は前後2時間まで

5. 施設サービス等の内容

- ① 認知症対応型通所介護サービス計画書の立案
- ② 食事 （昼食時間：12時 ～ ）
- ③ 入浴 （一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者
 身体の状態に応じて入浴を中止させていただく場合があります。）
- ④ 介護
- ⑤ 機能訓練（日常動作訓練）
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 介護方法の指導（家族介護者教室）
- ⑧ 送迎
- ⑨ 相談援助
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの事情により、家族等の迎えが居宅サービス計画
 で定められた利用時間の終了に間に合わない場合等に適用）
- ⑪ その他
 理容サービス（カット 1800円）

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 食事
 ・飲食物の持ち込みについては、ご遠慮いただいております。
- ② 喫煙
 ・施設内での喫煙は禁止しております。喫煙は指定された場所をお願いいたします。
- ③ 金銭・貴重品
 ・原則としてお持ちにならない様お願いします。
 ・盗難・紛失に際しては オレンジ では、責任は負いかねます。
- ④ 緊急時
 ・緊急時・入院を要する場合などには、ご家族への連絡が後になる場合もあります。
- ⑤ その他
 ・当日、休まれる場合は、8時30分までにご連絡下さい。
 ・連絡先が変わった場合は、必ず生活相談員にご連絡下さい。

⑥ 施設従業者への心づかいは固くお断りしています。

7. 協力医療機関との連携

オレンジでは、下記の医療機関に協力いただいております。

- ・名 称 駒井病院
- ・住 所 高崎市矢島町449-2

*上記〈協力医療機関〉については、オレンジを運営する為のものであり、通常はかかりつけ医への受診をされて結構です。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 通常の事業の実施区域

旧高崎市・旧群馬町とします。

9. 非常災害対策

- ① 防災設備 火災通報装置・消火器・スプリンクラー・消防署直接通報装置
- ② 防災訓練 年2回

10. 身体拘束に関する事項

- ① オレンジは、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ② 利用者が自傷他害の恐れがある緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、次の手順により行います。
 - 1、管理者は、あらかじめ利用者等にやむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況、並びに拘束の状態及びその時間等、緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。あらかじめ同意を得ることが出来なかった時は、身体拘束後直ちに同意を得ます。
 - 2、オレンジの従業者が、当施設の管理者の指示に基づき利用者の身体拘束をした時は、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の状態及びその時間その他特記事項を記載するものとします。

1 1. 事故発生時の対応

- ①オレンジは、事故発生時の対応のシステムについて、事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ②オレンジは、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとると共に、利用者の家族等に連絡をします。
また事故が発生した場合は、遅滞なくその概要を市町村に報告をすることとします。
- ③事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。

1 2. 禁止事項

オレンジでは、多くの方に安心して利用していただく為に、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 3. 要望及び苦情等の相談

オレンジには、生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。 電話 （0 2 7－3 5 2－3 3 3 5）

要望や苦情などは、苦情・要望受付担当者（管理者）にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」 をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。